

令和7年度第1回船橋市交通安全対策会議 会議録

(令和7年12月23日作成)

1 開催日時

令和7年8月25日（月曜日） 午前11時00分 から 午後0時15分 まで

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

- (1) 委員 五十嵐職務代理、古橋委員、石井委員、大竹委員、近藤委員、田中委員、寺田委員、矢島委員、小池委員、小暮委員、小谷野委員、高橋委員、黒坂委員、堀江委員、高橋委員、日高委員、吉川委員
- (2) 事務局 千脇市民安全推進課長、古川課長補佐、白戸安全推進係長、山本主任主事、横山主事、羽山主事
- (3) その他 船橋警察署斎藤交通課長、船橋東警察署田久保地域交通官、森内都市整備課長、中村道路計画課長、吉田道路管理課長、内田道路維持課長、波多野道路建設課長、山下保健体育課児童・生徒防犯安全対策室長、湯川消防局警防課長補佐、吉田消防局救急課長補佐

4 欠席者

松戸会長、叶谷委員、勝又委員、田村委員

5 議題（すべて公開）

- (1) 議事
- ①第11次船橋市交通安全計画の概要
 - ②第11次船橋市交通安全計画の進捗状況
 - ③第12次船橋市交通安全計画の方向性
 - ④次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定
- (2) その他
- ①千葉県葛南土木事務所からの報告等
 - ②船橋警察署及び船橋東警察署からの報告等
 - ③船橋市からの報告等

6 傍聴者数

0人

7 協議・決定事項

- (1) 令和6年度の各施策の実施状況について、各担当課より報告し、進捗状況を確認しました。
- (2) 第12次船橋市交通安全計画の策定と、次回以降の会議開催予定について、事務局より説明し、情報共有を行いました。

8 議事

(1) 議事

①第11次船橋市交通安全計画の概要

○五十嵐議長

それでは早速次第に従いまして、議事に移らせていただきます。まず、(1)議事の①「第11次船橋市交通安全計画の概要」について市民安全推進課より説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

(1)議事の①「第11次船橋市交通安全計画の概要」についてご紹介させていただきます。お手元の資料3をご覧いただきます。

本日の会議では、次の議事において、委員の皆様に「第11次船橋市交通安全計画の進捗状況」について、ご確認いただきますが、その前に計画の内容について、改めてご確認いただきたいと思います。

この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としております。県の計画に基づき、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指し、交通安全に関する具体的な施策を定めたものでございます。また、この計画では、併せて目標も設定しております。計画の最終年度でございます令和7年度までに交通事故による死者数を年間5人以下に、そして負傷者数を年間1,300人以下に抑えることと定めてございます。

それでは計画の体系や具体的な施策について、事務局でございます市民安全推進課の担当係長よりご説明させていただきます。

○事務局（市民安全推進課安全推進係長）

計画の概要についてご説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。この計画は、交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指すことを基本的な考えといたしまして、第1編「道路交通の安全」、第2編「鉄道交通の安全」、第3編「踏切道における交通の安全」の3つで構成されております。

そのうち、計画の中心となっております第1編「道路交通の安全」につきましては、令和7年度までに交通事故の死者数年間5人以下、負傷者数年間1,300人以下と言う計画目標を立ててございます。この目標達成のために、計画に定めた6つの視点を重視し、施策の推進を図っております。資料の中段をご覧ください。

第1の視点として「高齢者・子供の安全確保」、第2の視点として「歩行者・自転車の安全確保と運転者の遵法意識の向上」、第3の視点として「生活道路・幹線道路における安全確保」、第4の視点として「地域が一体となった交通安全対策の推進」、第5の視点として「交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進」、第6の視点として「先端技術の活用推進」でございます。

また、この6つの視点のもと、5つの柱により交通安全対策を実施しております。第1の柱として「市民1人ひとりの交通安全意識の醸成」、第2の柱として「道路交通環境の整備」、第3の柱として「道路交通秩序の維持」、第4の柱として「救急・救助体制の整備」、そして、第5の柱として「被害者支援の充実と推進」以上の5つの柱ごとに施策を掲げ、合計21ございまして、より具体的な施策の内容として、資料(3)の裏面をご覧ください。合計54の施策の内容を記載してございます。各担当部署が交通安全施策を実施しているところでございます。この内容につきましては、後ほど各課からご説明をさせていただきます。「第11次船橋市交通安全計画の概要」については以上でございます。

○五十嵐議長

それではただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

②第11次船橋市交通安全計画の進捗状況

○五十嵐議長

次に議事の②「第11次船橋市交通安全計画の進捗状況」について、市民安全推進課より順次ご報告をお願いいたします。

○市民安全推進課長

第11次船橋市交通安全計画の進捗についてご報告する前に令和6年の目標達成状況について報告させていただきます。令和6年に交通事故でお亡くなりになった方は、6人となってしまい、目標としております5人以下を上回ってしまいました。また、負傷者数は、1,087人であり、こちらは目標の1,300人以下となりましたが、いまだ多くの交通事故が発生していることから、さらなる取り組みが求められているところでございます。

それでは第11次船橋市交通安全計画における令和6年度の実施状況についてのご報告でございます。お手元の資料4をご覧いただきます。

初めにこの資料の見方でございますが、表の左側に先ほどの議事の①「第11次船橋市交通安全計画の概要」で、ご説明させていただきました計画に示されております具体的な政策のタイトルを表しております。そしてその右側の列に、その施策を推進する担当課名を、その右側の列に令和6年度に実施した取り組みをお示ししてございます。そして1番右側の列には、前年度との取り組みの比較ができるよう参考として令和5年度の実施状況をお示してございます。

なお、この計画に示されている具体的な施策数は、80を超えてございますので時間の限りのある中で、全ての施策に対する報告はできませんので、それぞれの担当課よりいくつかの取り組みを抜粋して、ご報告させていただいた後、委員の皆様方からご意見やご質問をいただき、進捗状況の確認をお願いいたします。

また、昨年度のこの会議では、資料をご覧いただきながら、担当課の説明を聞いていただきましたが、本日の会議では委員の皆様に、よりわかりやすく実施状況をご確認していただきたくお手元の資料とともに、スクリーンに写真などを投影しながら、実施状況をご確認いただきたいと思います。

それでは初めに私ども市民安全推進課が取り組んだ実施状況でございます。当課が所管する施策は30を超えてございますので令和6年度に新たに実施した取り組みや拡充した取り組み、また課題となった取り組み、このような取り組みを中心にいくつか抜粋の報告でございます。

それではまず初めに1ページの一番上の項目（1）市民参加でつくる交通安全の推

進①交通安全に関する情報提供の推進の施策でございます。この施策の内容でございますが、「交通安全への理解を深め、交通安全活動への参加を支援するため、交通安全に関する施策の情報を提供する」というものでございます。

昨年度の実施状況につきましては、資料に記載の通りでございますが、令和5年度と同様に広報ふなばしをはじめ、各媒体を活用し、市民の皆様方へ情報提供に取り組んだところでございます。またこれらの取り組みに加えまして、昨年度のこの会議において、「今後はデジタルサイネージなどを新たな媒体の活用についても検討してまいりたい」と申し上げましたが昨年度は船橋駅前、イオンモール船橋、そして市役所本庁舎、この3箇所に設置されております。デジタルサイネージを活用し、情報を発信いたしました。現在スクリーンに映しておりますのは、JR 船橋駅と京成船橋駅を結ぶペデストリアンデッキの上に設置されておりますデジタルサイネージの状況でございます。このデジタルサイネージを活用致しまして、昨年度、交通安全に関する情報をお届けさせていただきました。

次に同じページの中ほどにございます④交通安全団体との協力の施策でございます。この施策の内容でございますが、関係団体に交通安全活動や各種啓発活動への参加を求め、交通安全の推進を図るというものでございます。スクリーンに映しておりますのは、昨年の4月4日に関係団体の皆様方にもご参加いただき開催致しました春の全国交通安全運動の出動式の一場面でございます。お集まりいただいた市民の皆様方へ市長がご挨拶している様子でございます。

次ページをめくっていただきまして、2ページをご覧いただきます。(2)交通安全に関する普及活動の推進の③ゼブラ・ストップ活動及び3(サン)・ライト運動の推進の施策でございます。この施策の内容でございますが、ゼブラ・ストップ活動や3(サン)・ライト運動の周知と推進を図り歩行者の交通事故抑止に努めるというものでございます。令和5年度から年3回ありますゼブラ・ストップ活動強化月間に合わせ車のドライバーの目に留まりやすい市役所の駐車場、地方卸売市場の駐車場、そして北部清掃工場の3つの施設のフェンスに横断歩道は、歩行者優先を謳った横断幕を掲出してございます。スクリーンには市役所の第一駐車場のフェンスに横断幕を掲出している状況を映してございます。今後も引き続き車のドライバーの皆様方に歩行者優先の徹底を促してまいります。

次にこのページの一番下にございます⑤幼児をはじめ各世代におけるヘルメットの着用促進の施策でございます。この施策の内容でございますが、「自転車乗車中の交通事故は、頭部に重大な損傷を受ける恐れがあるためヘルメット着用を促進する」

というものでございます。実施状況につきましては、ヘルメットの着用を促進するためヘルメットの購入費用の一部を補助する事業を昨年度初めて実施させていただきました。この事業には、7,000人もの市民の方がご利用いただいたという実績になりました。ヘルメットの着用促進に一定の効果があったというふうに捉えているところでございます。スクリーンには、この事業をご案内するために作成したチラシを映してございます。なおこのチラシにつきましては、各公共施設に配架したほか市内の自転車屋さんにもポスターの掲示について、ご協力をいただき、周知に努めたところでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。上から2つ目にございます（4）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の①幼児に対する交通安全教育の推進の施策でございます。この施策の内容は、「幼児に対して交通安全教室を計画的かつ継続的に実施する」というものでございます。スクリーンには当課の職員が保育園を訪問し、ご覧のように手作りの教材を用いて交通安全教室を実施している状況を映してございます。昨年度教室を131回開催いたしましたが、令和5年度と比較致しますと開催した回数は減少しているところでございますので、今年度も年度当初に年間スケジュールを作成し年間スケジュールに則り、現在教室を開催しているところでございます。

続きまして少し下の施策で③中学生に対する交通安全教育の推進でございます。この施策の内容は「中学生を対象にスクエード・ストレイト教室を実施し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の抑止を目指す」というものでございます。昨年度は中学校9校で当該教室を開催いたしました。スクリーンには、スクエード・ストレイト教室の状況を示してございます。ご覧のように生徒の目の前で、プロのスタントマンが交通事故を再現致しました。なおこの教室は、リアルな事故再現になりますので見たくない生徒にも配慮は行いつつ受講した生徒からは交通ルールを守らないと危険な事故が起きてしまうことがわかったといった感想やこれからは自転車に乗る時に、ヘルメットをつけようと思ったなどの意見も多く寄せられましたことから交通安全意識の高揚に一定の効果があったというふうに受け止めているところでございます。今後も引き続きこのスクエード・ストレイト教室は、実施してまいります。なおこの教室につきましては、一般の方にも参加していただくことができますので、興味のある委員の方は、市ホームページをご覧いただくか、もしくは当課まで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

それでは、最後に課題となっている施策についてご紹介いたします。昨年度の会議においてもご紹介いたしましたが、今ご覧いただいた施策の次の施策④高校生に対す

る交通安全教育の推進、そして⑤成人に対する交通安全教育の推進、この2つの施策でございます。昨年度の会議では、「高校生や成人の方に対しての教室の開催は難しいものの、この世代の方が多く利用するSNSを活用した情報発信を強化してまいりたい」と述べさせていただきました。これを踏まえ、一番最初にご説明いたしました交通安全に関する情報提供の推進の施策の状況に示させていただきましたが、昨年度はXの投稿を前年度令和5年度の14回から21回へ増加させ、またフェイスブックへの掲載も令和5年度1回だったものを、昨年度は16回と大幅に回数を増やしまして高校生や成人の方に情報が届きやすい取り組みを強化致しました。今後もこの世代に対しては、教室の開催は難しいものの、昨年度実施したように様々な媒体を活用し、情報発信の取り組みに強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。市民安全推進課からの報告は以上でございます。

それでは続きまして、それぞれの担当課の実施状況については、それぞれの担当課から順次報告させていただきます。なお、所属ごとに報告させていただきますので、若干資料順とは異なることもあろうかと思いますが、ご容赦頂ければ、幸いでございます。それでは初めに教育委員会保健体育課の実施状況でございます。

○保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室長

保健体育課の取り組みの実施状況についてご報告いたします。

資料お手元の資料3ページをご覧ください。（4）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の②と③小学生と中学生に対する交通安全教育の推進についてご報告させていただきます。こちらにつきましては、児童生徒の発達段階に応じた計画的な交通安全教育を実施いたしました、令和6年度におきましては、市民安全推進課、船橋警察署、船橋東警察署のご支援を賜りながら、小学校では市内55校で交通安全教室を実施いたしました。

内容としましては、小学1年生に対しては、道路を歩く時のルールや横断の際の安全の確認の仕方など、小学4年生に対しては、自転車の安全な乗り方や基本的な交通ルールなどの指導を行いました。

中学校では、先ほどもご紹介いたしましたスタントマンによる実際の交通事故の再現により事故の衝撃や恐ろしさを視覚的に理解することができるスケアード・ストレイトという自転車交通安全教室を市民安全推進課とともに開催いたしました。

令和6年度は9校の中学校で実施し、平成27年度から毎年8校から9校ずつ開催しております3年間で全中学校26校に開催することで、現在在学している中学生のすべ

ての生徒が受講できるようにしております。

このような交通安全教室の開催により、児童生徒の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身につけることで、交通事故の抑止を目指しております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。(1)人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進①歩行者空間の整備ウ通学路等の整備をご覧ください。

こちらにつきましては、船橋市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年実施しております。このプログラムは平成26年に策定しており、各小学校、市立・県立の特別支援学校、私立小学校と合計58校を対象としており、年度別に11校から12校ずつ5つのグループに分け、道路管理者・交通管理者・教育委員会・学校・PTA・地域の方々と定期的に通学路を点検し、安全対策を実施しております。令和6年度では11校の定期点検を実施し、40カ所の安全対策を決定いたしました。

また、定期点検校以外の小学校から、急遽通学路に対する安全対策の要望があった場合には、緊急合同点検を実施しており、令和6年度では3校で9箇所の点検を行い、定期点検と緊急点検合わせて49箇所の安全対策を決定し、通学路の安全確保を図っております。

通学路の整備につきましては、引き続き、警察署及び関係部署と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。保健体育課からは以上でございます。

○市民安全推進課長

それでは続きまして、建設局道路部道路維持課の実施状況でございます。

○道路維持課長

資料4ページをご覧ください。

(1)人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進①歩行空間の整備のウ通学路等の整備でございます。令和6年度につきましては、船橋市通学路交通安全プログラムに基づきまして、8つの小学校の通学路の整備を実施いたしました。

続きまして、同じページ下段の(3)交通安全施設の整備等①歩行者等の安全な通行空間の確保イ交差点・カーブ対策の推進、こちらにつきましては、交差点とカーブ等の安全を確保するため、カーブミラーを46か所設置、ドット線を43か所、クロスマーカーを11か所、丁字マークを22か所設置いたしました。

同じくウ夜間事故防止対策の推進、こちらにつきましては、区画線を6,115.3

メートル、防護柵を1か所、交差点における自発光鉄2か所を設置いたしました。

続きまして、6ページをご覧ください。上から3段目（10）交通安全に寄与する環境の整備①道路法に基づく通行の禁止又は制限、こちらにつきましては、令和6年11月7日に民地からの道路を塞ぐような倒木がございまして、通行止めの措置をさせていただき、11月11日まで通行禁止の措置をさせていただきました。道路維持課からの報告は以上でございます。

○市民安全推進課長

それでは続きまして建設局道路部道路建設課の実施状況でございます。

○道路建設課長

4ページをご覧ください。

（1）人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進①歩行空間の整備のうち、ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備では、バリアフリー化の推進と致しまして、スクリーンでご覧いただいております宮本の京成電鉄高架側道のほか西船橋駅北側の市道00-052号線などに視覚障害者誘導用ブロックを計1,021.1メートル整備いたしました。

イ歩道及び自転車走行空間の整備では、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、スクリーンでご覧いただいております西船橋駅北側の市道00-052号線のほか七林小学校の通学路など計604.5メートルの整備を行ないました。

自転車走行空間の整備では、自転車ネットワーク整備計画に基づき、こちらスクリーンでご覧いただいておりますとおり車道混在型で計7,330.2メートル整備致しました。

ウ通学路等の整備では、児童生徒などの通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備と致しまして、こちらも写真ご覧いただいております七林小学校の通学路のほか、八栄小学校の通学路も含め89.5メートルの整備を行ったところでございます。

続きまして②生活道路における交通安全対策の推進、こちらではゾーン30プラスの整備を2地区、葛飾地区と湊町地区で実施いたしました。ゾーン30プラスとは、生活道路における人優先の安全安心な通行空間の整備、さらなる推進を図るため、最高速度時速30キロの区域規制ゾーン30とハンプ等物理的デバイスとの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図ろうとする区域をゾーン30プラスとして設定するもので、道路管理者と警察が連携しながら、整備を進めております。そのほか生

活道路の安全対策を市内一円で実施しております。

続きまして（2）道路ネットワーク等の整備①適切に機能分担された道路網の整備のうちア道路の新設では、都市計画道路5路線の整備に向け、用地取得を進めたほか、都市計画道路3・4・27号線において、前原駅より北進した箇所にこちらにスクリーンでご覧いただいているように通称七林・飯山満線を跨ぐ橋を新設するための橋りょう工事を進めているところでございます。

続きまして、イコミュニティ道路の整備については、令和7年度予定の御殿通りの整備に向け設計業務を実施いたしました。

②道路改良等による道路交通環境の整備のうち、ア改良等に併せた歩道等の整備では、バス待ち施設をスクリーンでご覧いただいております習志野台の浄水場バス停のほか、高根木戸駅バス停などにおいて整備を致しました。また、歩道整備を604.5メートル実施致しました。イ交通安全施設の整備では、これまでも説明させていただきました歩道604.5メートル、自転車走行空間7330.2メートルの整備を行ないました。

③災害発生等に備えた安全の確保では緊急輸送路のうち市道00-013号線（都市計画道路3・4・25号線）高根台中学校周辺の用地取得を進めているところでございます。これ以降の案件につきましては、これまでのご報告したものと重複しておりますので、割愛をさせていただきます。道路建設課からの報告は以上でございます。

○市民安全推進課長

続きまして建設局道路部道路計画課の実施状況でございます。

○道路計画課長

5ページの上段（5）地域住民等と一体となった道路交通環境の整備①道路交通環境整備への住民参加の促進につきましては、船橋市通学路交通安全プログラムに参加し、通学路の合同点検を行ないました。内容につきましては、路側帯のグリーンのカラー舗装や交差点のカラー歩装、路面表示の新設及び塗り直しと注意看板の設置等の検討を行いました。

次に（6）効果的で重点的な事故対策の推進①交通事故多発箇所の共同現地診断につきましては、交通事故等が発生した際に警察や各施設管理者と合同で立ち会いを行い、点検を行うもので、船橋警察署管内で1か所、船橋東警察署管内において、1か所を実施しております。内容としましては、船橋警察署管内におきましては、注意看

板の設置、船橋東警察署管内におきましては、スクリーンにありますとおり、船橋日大前駅前のところで、視距の確保のために、街路樹の剪定、注意看板の設置、路面表示、ラバーポールの設置を予定しております。

②道路占用の適正化等についてです。ウ大規模事業等の対策の推進につきましては、開発事業99件について指導を行いました。

次に(8)公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制につきましては、公共交通の利用促進を目的に船橋駅北口駅前広場にデジタルサイネージによるバスの総合案内表示を整備しバスが利用しやすい環境の整備を行いました。また、西船橋駅南口におきましては、今まで場所がわかりづらかったバス停の案内ポスターを東京メトロさんの協力により、西船橋駅通路に掲示致しました。さらに、現在、公共交通の維持に必要なバスやタクシーの運転手の確保を目的としたバスタクシー乗務員募集説明会を薬円台公民館で開催し、また、市川市と合同で市川市全日経ホールにおいて開催いたしました。これは自動車運転手の改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）が改正され労働時間等の拘束時間が改正されたことによる深刻な運転手不足の解消を図るもので、こちらについては、市内のバスが減便するなど、目標である公共交通の（利用）促進とは逆行する状況になっているためバス事業者等と協力して、運転手不足を解消するため、運転手の募集を行っているものです。この事業につきましては、今後も継続的に進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に6ページの上段です。(9)総合的な駐車対策の推進②駐車場等の整備につきましては、駐車場整備地区におきまして、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき、駐車場を適切に附置するよう3件の指導を行いました。

次に下段（11）高齢者等の移動手段の確保・充実につきましては、老人福祉センターや自動車学校のご協力により実施しております。老人福祉センターにつきましては、送迎バスの空いている時間を活用させていただいており、自動車学校につきましては、生徒に乗せているマイクロバスには空席がある時に、高齢者の方にご乗車いただきしております。自動車学校につきましては、完全なボランティアで実施していただいております。こちらにつきましては交通不便地域支援事業として継続的に実施しており、令和6年度も引き続き運行致しました。以上でございます。

○市民安全推進課長

続きまして建設局道路部道路管理課の実施状況でございます。

○道路管理課長

5 ページの（7）安全で円滑・快適な道路交通環境の整備②道路占用の適正化等の道路管理課所管部分についてご説明いたします。

まずア道路占用の適正化でございますが、これは安全かつ快適な交通環境を創出するため、道路上における工作物等や工事等による道路占用について、適正な許可を行うとともに交通の障害となっている不法占用物等に対する指導を行ない、その排除を推進するものです。令和6年度の道路上における工作物等や工事等による道路占用につきましては、3,701件の許可を行いました。不法占用物等に対する指導につきましては、屋外広告物を所管する都市計画課とともに定期的にパトロールを実施しており令和6年度はJR船橋駅周辺において昼間・夜間合わせて15回実施いたしました。

次にイ道路の掘り返しの規制等として、道路工事連絡調整会議を実施しております。これは、市道路部・下水道部、水道ガス電力通信事業者など道路占用工事を行う事業者が参加し、事故や渋滞、繰り返しの道路の掘り起こしなどを未然に防止するため、各種工事が計画的に行われるよう施工者間の調整を図ることを目的として行っております。令和6年度は道路工事連絡調整会議を毎月1回、年12回行いました。道路管理課からは以上です。

○市民安全推進課長

続きまして建設局都市整備部都市整備課の実施状況でございます。

○都市整備課長

資料は5ページになります。

（7）安全で円滑・快適な道路交通環境の整備③自転車利用環境の総合的整備というところで、都市整備課の所管の主なものをご説明させていただきます。

イ駐輪場の整備になります。東葉高速鉄道船橋日大前駅東口第三自転車等駐車場を整備しました。この整備により自転車駐輪場220台を確保しております。

続きましてオ放置自転車等の移送になります。延べ630回3,827台の放置自転車等を移送し歩行者の安全確保等に努めました。都市整備課の取り組みは、以上になります。

○市民安全推進課長

続きまして消防局警防課の実施状況でございます。

○消防局 警防課長補佐

資料につきまして、8ページをご覧ください。

(1) 救急・救助体制の整備・充実の①救急・救助体制の整備・充実および③救急・救助資機材等の整備の実施状況につきましては、昨年度と同様に、経年劣化を確認した各種救助資機材（隊員の呼吸管理資機材である空気呼吸器・空気ボンベや、火災時に使用する消防ホース）の計画的更新・修繕または交換・整備により、救助体制の整備・充実を図ることができました。

⑤救急・救助隊員の教育訓練の充実につきましては、昨年度と同様に、令和6年度教育研修計画に基づき訓練を実施し、救助技術・知識の習得を図ることができました。

⑥高速自動車国道等における救急・救助体制の整備・充実につきましては、令和6年度千葉県高速自動車国道等消防協議会合同訓練へ参加しました。この合同訓練は、市川市で開催され、市川市の二俣地点で多重衝突事故によって約20名が負傷したという訓練想定の下、訓練を行いました。この訓練によって、関係機関との連携を図ることができました

続きまして9ページをご覧ください。上段の1 救急・救助体制の整備です。こちらの実施状況につきましては、JR東日本千葉支社の千葉駅構内電留線にてJR・警察・消防の3者との合同訓練に参加し、鉄道における人身事故等が発生した際の関係機関との連携強化による二次災害防止や対応力向上についての共通認識を持つことができました。消防局警防課は以上です。

○市民安全推進課長

それでは最後になりますが消防局救急課の実施状況でございます。

○消防局 救急課長補佐

資料につきまして、8ページをご覧ください。

(1) 救急・救助体制の整備・充実ということで救急課所管部分について説明いたします。①救急・救助体制の整備・充実、令和6年4月に北習志野にあります東消防署の救急隊一隊増隊し、救急隊全17隊に救急急命士を配備し、ドクターカーの連携を図り、高度化する救急需要に対応しております。

②市民に対する応急手当の普及啓発の推進と致しまして、普通救命講習等の各種講習会を全91回開催し、延べ1,401人が受講しております。

③救急・救助資機材等の整備について、救急車新規1台、更新3台に伴い、高度救命処置用資機材を整備しております。

④救急救命士の養成・配置等の推進と致しまして、救急救命士として2人の職員を養成、また救急救命士の気管挿管病院実習11人及び薬剤投与実習7人実施しております。

⑤救急・救助隊員の教育訓練の充実と致しまして、救急隊員に対して各種研修は教育研修計画に基づき実施しております。

⑥高速自動車国道等における救急・救助体制の整備・充実と致しまして、高速自動車国道等の救急出動に対し、関係機関とは連絡体制を構築しております。消防局救急課は以上です。

○市民安全推進課長

以上、それぞれの担当課からのご報告となります。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐議長

ありがとうございました。それではただいま各課からそれぞれ報告がございましたが、ただいまの進捗状況等に関しましてご質問ご意見等はございますでしょうか。

○石井委員

知識不足なので教えていただきたいのですけど、「ゾーン30プラス」というのはどういうものですか。

○道路建設課長

ご質問ありがとうございます。道路建設課でございます。

ゾーン30プラスにつきましては、先ほども説明を申し上げさせていただいたところなのですが、生活道路における安全対策を目的としておりまして、

一定のゾーン・区域を定め、その部分に時速30キロの速度規制をするとともに、それだけですと速度抑制効果が充分得られないことがありますので、いわゆるデバイスとして、ハンプや段差、ポストコーンのようなもので、狭さく、一部道路を狭くするなど、デバイスを用いて速度を抑制し、生活道路の安全対策を図っていくというも

のでございます。

○五十嵐議長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

③第1 2次船橋市交通安全計画の方向性

○五十嵐議長

それでは次に移らせていただきます。

次に議事③第1 2次船橋市交通安全計画の方向性につきまして、市民安全推進課より説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

それではご報告申し上げます。

繰り返しあ伝えしている通り、現在運用してございます第1 1次船橋市交通安全計画につきましては、計画期間を今年度、令和7年度までとしておりますことから、令和8年度を初年度とする次期計画が必要になってまいります。そこで、今までの実施状況や千葉県の次期計画に基づき、令和8年度から新たな計画を運用することができるよう、今年度はこの会議において次期計画の策定作業をお願いしたいと考えてございます。

「交通安全対策基本法」においては、「市が計画を作成する際には、県の交通安全計画に基づき作成すること」が、定められてございます。

よって本市が次期計画を検討する際には、千葉県の計画に基づき検討を進める必要がございますが、千葉県においても今年度本市と同様なスケジュールで、次期計画の作成に向けて検討進める、ということを、県の担当課に確認してございますので、今のところ県の次期計画に関して、形になっているものはございません。

ただし「交通安全対策基本法」では、「県の計画は、国が作成する基本計画に基づき作成する。」ということが定められていることや、現在の県の計画は、国の基本計画と大きな違いがないということから、県の次期計画は、国の次期基本計画と大きく異なることはないのではないかというふうに考えているところでございます。

そこで内閣府のホームページに、現在国が行っています次期基本計画の検討資料が掲載されてございますので委員の皆様には、その資料をご覧いただき、国の次期計

画の方向性について、県も同様になろうかと思われますので、確認していただきたいと思います。

お手元の資料5をご覧いただきます。この資料は、先月の7月16日に開催された国の会議資料の一部でございます。次期計画の目次の案として、新旧対照表が示されたところでございます。この目次を見ますと、枠で囲った箇所になりますが、例えば、現計画では一括りとなっている「高齢者と子供」がそれぞれ別の項目とされていること、同じく「歩行者と自転車」が同じく、別々の項目とされている、さらには、昨今社会的な問題になりつつある小型モビリティや外国人の項目が新設されていることなどがわかります。

また、資料の6には同じく公表されております国の会議資料の一部をお示ししているところでございますけれども、委員の皆様方には、お時間のある時に、国の会議資料の確認をお願いするとともに、現時点においては、国の次期基本計画と同様に、本市においても例えば小型モビリティの項目を新設すること、また、外国人の項目を新設することなど、このような方向で、次期計画を作成して行くと言う大きな方向性について、本日は、共有させていただきたいと、考えているところでございます。説明は以上でございます。

○五十嵐議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの第12次船橋市交通安全計画の方向性に関して、ご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

④次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定

○五十嵐議長

それでは続いて、議事の④次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定につきまして、市民安全推進課より説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

引き続き説明させていただきます。今後の会議の開催予定でございます。

この会議につきましては、例年ですと各年度に1回開催させていただき、委員の皆様に前年度の進捗状況を確認いただいているところでございますが、今年度はあと2回、会議を開催し、令和8年度からの次期計画について検討していただくこと

を予定してございます。

お手元の資料7をご覧いただきます。現在本市におきまして、関係課の担当係長クラスの職員で構成する庁内検討会を組織して、次期計画の検討に着手してございますので、次のこの会議は10月下旬頃に開催させていただきまして庁内検討会での検討を参考に次期計画の素案の取りまとめやパブリック・コメントに付す内容について、検討していただくことを予定してございます。

そしてその次の会議でございますが、パブリック・コメントの実施を経て、来年の2月上旬頃に開催し、パブリック・コメントの結果も踏まえ、次期計画の決定に向けた検討を予定しているところでございます。

以上のように、今年度はあと2回会議開催を予定しているところでございますが、同時並行で行われております千葉県の次期計画策定に向けての検討作業状況によっては、本市の検討スケジュールも後ろにずれていくことも想定しているところでございますが、いずれに致しましても委員の皆様方のお知恵やお力添えをいただきながら、次回計画の策定作業を進めてまいりたいと考えているところでございますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○五十嵐議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定に関しまして、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

(2) その他

①千葉県葛南土木事務所からの報告等

○五十嵐議長

それでは、次に(2) 他の①千葉県葛南土木事務所からの報告等について、千葉県葛南土木事務所からお願いいいたします。

○千葉県葛南土木事務所長

交通安全対策ということで、千葉県におきまして総合計画の1つの柱としまして、「人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進」ということで、交通安全対策を進めているところでございます。

令和3年八街市で発生しました大変痛ましい事故、これは記憶に新しいですが、これを教訓としまして、通学路や事故危険箇所を優先して対策を進めております。具体的には、歩道整備、交差点改良などを進めるとともに、速やかに実施する対策としまして防護柵、車止めの設置などのハード対策を進めております。

船橋市域の県管理の状況でございますが、国県道を合わせて18路線、約65キロを管理しております。国道につきましては、国道14号、県道船橋我孫子線等の主要地方道や県道夏見小室線等の一般県道を管理しております。具体的な対策の箇所としましては県道夏見小室線北本町、県道市川印西線上山町、国道296号の歩道整備、また国道14号宮本におきましては、交差点改良・歩道整備を含めまして、事業を進めているところでございます。

また、市内全域におきまして、区画線・標識等の補修を行っております。

また、歩きやすい歩道ということで、狭いところにつきましては、側溝の暗渠化も進めているところでございます。

また、良好な都市環境の整備、都市災害の防止を図って、県道船橋松戸線本町におきましては、電線類地中化の調査検討を行っているところです。

引き続き関係する皆さんと連携しまして、対策を進めてまいりたいと思っております。引き続き、ご協力お願いしまして、簡単ではございますけれども、私の報告とさせていただきます。

○五十嵐議長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

②船橋警察署及び船橋東警察署からの報告等

○五十嵐議長

では次に行かせていただきます。その他②船橋警察署及び船橋東警察署からの報告等について、船橋警察署及び船橋東警察署からのご説明をお願いしたいと思います。初めに、船橋警察署から管内の説明をお願いいたします。

○船橋警察署

まず事故件数から順番に説明していきます。船橋署管内、令和7年7月末で発生件

数は355件と前年比プラス9件という状態になっております。死者数につきまして、4人と前年比プラス1人という状態で、負傷者数は412人、前年比プラス18人になっております。死亡事故は全部で4件発生しておりますが、特徴としまして、自動車対歩行者の事故となっております。歩行者が横断中に車に轢かれるという事故でございます。

ほかの統計的なところを見ていますと、高齢者の死傷者数は減少しておりますが、自転車の死傷者数は増加しているというところでございます。

船橋警察署管内では、自転車の事故の割合が県内に比べて高いという傾向があります。統計的にいうと、自転車の事故は、県内では約23.6%ですが、船橋警察署管内では31%という状態になっています。船橋警察署では自転車の対策を今後とも進めています。

4月以降の取り組みとしましては、春の全国交通安全運動において、船橋東警察署や船橋市に参加していただき出動式を実施したり、自転車月間に合わせて幼児保護者に対する自転車のヘルメットの着用の呼びかけを行ったり、市の交通安全指導員が実施する交通安全教室の機会にチラシ配布のお願いをしております。

また、先ほど市の方からもお話をありがとうございましたが、高等学校の連携した通学の自転車利用の啓発活動を行ったり、自転車の安全利用の推進宣言を高等学校等にお願いしております。

今後の取り組みとしましては、秋の全国交通安全運動に向け、船橋市や船橋東警察署と合同でまた啓発活動を進めていきたいと思います。また、船橋警察署としては、今後もパトロールの強化と自転車の取締まり、そして、飲酒運転の撲滅に向けて取締りを強化して行きたいと思っております。船橋警察署から以上です。

○五十嵐議長

ありがとうございました。続きまして、船橋東警察署から管内の説明をお願いいたします。

○船橋東警察署

数字についてはお手元に資料があるので、簡単に説明だけさせていただきます。簡単に言うと、船橋東警察署管内では人身事故の件数は減っています。ただし、死傷者数や死者数は増えているというようなものが上半期7月末までの数値となっておりまして、特徴は船橋警察署とあまり変わりはありません。

死亡事故については、亡くなられた方がいるので、あまり詳しく亡くなられた方の過失を申し上げるのは大変伝えづらいのですが、やはり必ずしも、運転手のみに過失があるというわけではなく、横断歩道外の横断であったり、ヘルメットの着用がなかったりというようなところがあります。そういう状況を踏まえると当然、自動車・自転車の運転手は、注意をしてルールを守って運転するのはもとより、歩行者もいろんなルールを守るという教育も必要なのかなという状況でございました。

私から 1 点だけ、先ほどから市の説明でもありましたが、広報について、秋の全国交通安全運動が間もなく始まります。県警全体で見ますと、この県警の課題って何ってなった時に、必ず二点入って行きます。私が知っている限りここ 10 年以上変わりません。1 つが電話 de 詐欺被害防止対策、もう 1 つが交通死亡事故抑止対策。この 2 つが必ず県警全体の課題として出てくる中で、今の船橋市がどういう状況なのかと言いますと、電話 de 詐欺の被害件数、それから交通死亡事故者数、いずれも県下ワースト 1 です。県警としてこの状況についてどうするのかというと、当然、各警察署だけではなく県警本部と連携し、取締りや街頭活動をして行くところですが、ここに居る皆さんと何ができるのかというと、やはり広報なのかなと思います。広報について、どう緊密に連携して行くのかというところで、船橋警察署・船橋東警察署の両署とも考えているのですが、まず直近のところで言いますと秋の全国交通安全運動がございまして、そこでは船橋市オールディフェンス大作戦という取り締まりはするのですが、船橋市、船橋警察署、船橋東警察署がいろいろ連携し、工夫をして広報していくと、現在企画立案中でございます。そういうところで多くの方にご協力いただくことになろうかと思いますので、是非ご協力していただきたいなと思います。

合わせて中長期的に見ますと、先ほどありました第 11 次船橋市交通安全計画を鑑みると、交通事故死者数を極論でいうとゼロにするのが一番望ましいところで、ほかの行政では撲滅宣言を市民に発信している状況を見ると、そういうところも組み入れて、連携してやっていきたいと考えておりますので、まず直近 9 月、さらにはこの年度内、さまざまな部分で、特に広報については、皆様と協力して進めていかなければと思っておりますので、引き続きご協力を、お願いしたいと思います。以上となります。

○五十嵐議長

ありがとうございました。

ただいま両警察署からご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ございますでし

ようか。よろしいでしょうか。

③船橋市からの報告等

○五十嵐議長

それでは最後にその他③船橋市からの報告等につきまして、市民安全推進課より説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

お手元の資料別冊資料の1番最後でございます。グリーンを基調としたチラシをご覧いただきたいと思います。昨年度の取り組みでもご紹介いたしました自転車乗車用ヘルメット購入に対する補助事業につきましては、今年度も引き続き、実施させていただいてございます。今年度用として、このようにチラシを作つて市民の皆様方へ改めてご案内しているところでございますので、幾度か聞かれている委員の方もいらっしゃるかと思いますが、改めてご近所の方であったり、お知り合いの方にもご案内していただきますよう本日チラシをつけさせていただきましたのでお持ち帰りいただきますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○五十嵐議長

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問とご意見ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。会議は以上で終了となります、その他何か連絡事項等ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に事務局から連絡事項があればお願ひいたします。

○事務局（市民安全推進課長補佐）

本日は委員の皆様にはお忙しいところ、対策会議にご出席いただきありがとうございました。今後も交通事故防止のため、皆様方と連携を強化し、実効性のある交通安全対策を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞより一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。なお次回の開催は、令和7年10月下旬を予定しております。よろしくお願ひいたします。

お車でお越しの方は駐車券に押印致しますので、お帰りの際に、事務局までお声掛けください。事務局からは以上でございます。

○五十嵐議長

では、これで令和7年度第1回船橋市交通安全対策会議を終了致します。皆様長時間に渡りありがとうございました。

9 資料

- (1) 令和7年度第1回船橋市交通安全対策会議次第
- (2) 船橋市交通安全対策会議席次表
- (3) 船橋市交通安全対策会議委員名簿
- (4) 第11次船橋市交通安全計画【概要版】
- (5) 第11次船橋市交通安全計画における令和6年度交通安全対策実施状況
- (6) (内閣府資料) 第12次船橋市交通安全計画の目次(新旧対照表)(案)
- (7) (内閣府資料) 第12次船橋市交通安全計画の骨子(案)(目次)
- (8) 次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定
- (9) 別冊資料目次
- (10) (別冊) 交通事故発生状況
- (11) (別冊) 青切符導入早期周知用チラシ
- (12) (別冊) R7ヘルメットチラシ

10 問い合わせ先

市民生活部 市民安全推進課 安全推進係

電話 047-436-2292